

天草不知火海区漁業調整委員会
第 3 5 9 回議事録

令和元年（2019年）6月18日開催

第359回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和元年（2019年）6月18日（火） 午後2時から
- 2 開催場所 水前寺共済会館グレースシア 6階 スカイルーム
- 3 出席者
（出席委員） 江口幸男 前田和昭 関山哲也 脇島成郎 桑原千知
佐々木倫一 友村喜一 山口秀康 内野明德 福田靖
山田豊隆 横田政司 鎌賀泰文 藤木美才
（欠席委員） 浜悦男
（水産振興課）主幹 山下幸寿 参事 内川純一
（漁業取締事務所）副所長 齊藤裕勝
（天草広域本部水産課）主幹 岡田丘 技師 池崎公亮
（事務局）事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 参事 國武浩美
主任技師 多治見誠亮
- 4 議事次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - 1）議題
第1号議案
熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）
 - 2）報告
棒受網漁業における操業期間の変更に伴う試験操業について
 - （3）その他
 - （4）閉会

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第359回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は15名中14名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

第359回天草不知火海区漁業調整委員会次第と書かれた資料1部をお配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。
それでは、江口会長お願いします。

議長

どうも皆さん、こんにちは。大変天候が悪い中、今後も雨が多くなるという予想でございます。

漁業に関しては、今、天草の方ではあまり漁獲がないような状況でございます。少しすれば、状況も変わってくるのではないかと考えております。

それでは、ただ今から第359回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は福田委員と前田委員をお願いいたします。

早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。

「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更」について御説明させていただきます。

資料は1ページから11ページに示してございます。

資料の2ページ目に諮問の文章を載せてございます。

資料の3ページ目以降に、「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の案を示してございます。

今回は、TAC魚種として4魚種を本県で管理しておりますが、そのうちサバ類とクロマグロ類について若干の変更がございましたので、御審議をお願いします。

変更点につきましては、資料の10ページをお開き下さい。

新旧対照表を載せてございます。この資料が変更点についてわかりやすいと思われまますので、この資料により御説明させていただきます。

まずはじめに、マサバ及びゴマサバは、管理期間が毎年7月から翌年6月までの1年間の管理期間となっております。従いまして、6月前に国から熊本県の次期の管理量が示されました。それに伴い、今回県の管理計画の変更が必要になりました。

資料の中ほど、(2)第1種特定海洋生物資源の平成31年度(2019年度)の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。まあじ、まいわし、その次に、まさば及びごまさばを示

してございます。元号が変わったこともありまして、変更部分が多くなってございますが、前回の管理計画までは、管理期間外でしたので、管理量については、改正前の欄に示すとおり、※上記さば類の知事管理量については、管理対象期間が開始する前までに設定するという文言で記載されてございましたが、今回若干という管理量が示されましたので、※の文言を削除し、若干を記載してございます。

ちなみに、若干の配分がある都道府県は、概ね前年までの漁獲実績が、100トン以上1,000トン未満の実績のある県に対しては、明確な数量を示しませんが、前年度同程度の資源管理を要する県に若干が配分されています。

平成30年度のTACに基づく、本県各地区からの報告をまとめた結果によりますと、平成30年度は、さば類の総漁獲量が231トンでございました。ですので、100トン以上1,000トン未満の枠内ですので、若干は適当な配分量だと推察されます。

続きまして、資料11ページ、くろまぐろについて御説明させていただきます。

くろまぐろにつきましては、前回の委員会におきまして、4月から翌年3月までの管理期間に合わせて、小型魚が1.3トン、大型魚が6.0トンの管理量について、諮問し御協議いただいたところでございます。

今回、小型魚について0.1トン増えまして、1.4トンになりました。この件について御説明いたしますと、事務的なこととなりますが、数量の管理につきましては、0.00トンの小数点第2位まで計算されておりました。近年、この表記が小数点第1位までに統一されましたが、計算は小数点第2位まで計算されておりました。計算上は、例えば1.43トンになるけれども、表記は1.4トンにしなければなりませんでした。そうすると、0.3トンはどうなるのかという議論が、国や県の担当者の間でありまして、水産庁が、小数点第1位に揃えるとの方針を決めました。それに伴い、過去に遡って、計算方法を小数点第1位までで計算し直すと、今回の管理量は1.4トンになったということです。計算をし直したことによる修正ということで、1.3トンから1.4トンに修正してございます。それに伴い、資料11ページの中ほどの第3のくろまぐろの知事管理数量ですが、期間別の数量、3か月毎に管理数量を分けてございますが、0.1トン増えた分を直近の7月から9月までの3カ月間の管理数量を0.2トンから0.3トンに増やしました。私の方から、さば類とくろまぐろ

については、以上です。

議長

はい。どうもありがとうございます。

ただ今、水産振興課から第1号議案につきまして説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

何かありませんか。

他に無いようですので、第1号議案「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更」については、「特に意見なし」と答申してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございました。

続きまして、議事の報告「棒受網漁業における操業期間の変更に伴う試験操業」について、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。

資料の13ページを御覧下さい。

令和元年5月1日付けで天草漁業協同組合江口幸男代表理事組合長から熊本県に対し、棒受網漁業における操業期間の延長に伴う要望書が提出されました。

提出された要望書を読み上げさせていただきます。

要望書、下記から読ませていただきます。

操業区域、別紙のとおり。別紙は資料14ページに示してございます。操業期間、8月1日から11月30日まで。要望理由、牛深経済を担ってきたまき網漁業が全船廃業し、水産加工業者の原料確保も困難な中、当該漁業は、天草漁協の水揚げに貢献するとともに、牛深の水産加工業の安定供給にも貢献しております。また、当該漁業には、これからの牛深の漁業を担っていく、後継者や若手乗組員が多く、当該漁業の発展が今後の牛深の漁業を左右すると言っても過言ではないと思っております。ただ、近年は、海水温の上昇により、従来の操業区域だけでは対応し辛くなってきており、水揚げを維持していけるのか不安を感じております。つきましては、牛深の実情を御理解いただき、新たな操業区域の設定についてご検討いただくようお願い申し上げます。

要望書の内容について、ご説明いたします。

資料の 14 ページをご覧ください。

棒受網漁業の操業区域と操業期間を示した資料になります。

現在の操業区域は、操業期間によって3つに区分されています。実線で囲まれた区域になります。

参考図の上から、漁場1は、6月1日から9月30日まで、漁場2は、6月1日から11月30日まで、漁場3は、12月1日から12月31日までが操業期間と定められています。

今回の要望は、漁場2の隣に点線で新漁場と示してありますが、ここは漁場3の西側の操業区域になります。その漁場で8月1日から11月30日まで、操業を行いたいとの要望になります。

棒受網漁業の主な漁獲対象種は、マアジ、サバ類、マイワシ、カタクチイワシ、ウルメイワシなどで、主に加工品の原料や魚類養殖の餌料原料として、牛深地区の水産業のみならず本県水産業にとっても大きな役割を担っています。

資料の15ページ目をご覧ください。

本県の棒受網漁業における、平成5年から平成30年までの漁獲量の推移を図1に示しております。縦軸に漁獲量、横軸に年を示しております。

近年、ウルメイワシにつきましては、2,500から3,000トンと漁獲量は増加しておりますが、それ以外の魚種については、500トン前後で推移しております。

表2に国が関係都道府県と実施しております魚種毎系群毎の資源評価を示しました。牛深地区の棒受網漁業で漁獲される漁獲物もこの評価された魚種に含まれます。

資源水準につきましては、マアジとカタクチイワシが低位と評価されておりますが、資源動向につきましては評価された6魚種全てが横ばい又は増加傾向と評価されております。

棒受網漁業で漁獲された漁獲物の主な用途として、水産物の加工品が上げられます。干物や雑節の原料として多く使用され、最近、需要が増えたことから原料が不足している状況です。天草漁協牛深総合支所によりますと、水産加工品に使用される原料の2割しか牛深地区で漁獲された漁獲物が使用されていない状況とのことです。8割は県外から購入したものを使用しなければならない状況で経費が掛かるとのことでした。

県内の原料が少ない理由として、棒受網漁業で漁獲される水産物が少ないことや加工品に使用できる大きさの水産物が少ないことに加え、使用できる大きさの魚がまとまって漁獲されないこと

が挙げられます。更に、県内の中型まき網漁業が全船廃業したことも大きな要因です。

水産振興課としましては、提出された要望書や牛深地区の水産業の状況等について漁協への聞き取りを行い、本県水産業の発展のためにも、要望に対応する必要があると考えております。

その対応としまして、いきなり許可するのではなく、要望された既存漁場における漁獲状況を把握したり、操業による漁業調整上の問題がないかを確認するため、3年から5年程度、特別採捕による許可を出すことを検討しております。その期間、特に問題がなければ、許可することを考えております。

また、今回の要望につきましては、天草漁協の漁業種類ごとの小組合と天草西海区漁業振興協議会、また鹿児島県とも調整が取れており、漁業調整上の問題はないことを確認しております。

水産振興課からの説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局の方より、棒受網における説明がありました。何か御質問はございませんか。

その前に、佐々木委員、補足説明をお願いします。

佐々木委員

新漁場ですけれども、ここは深海です。水深800メートル以上の深さがあります。ここで操業する漁業は、しいらづけ漁業ぐらいです。その他の漁業は操業していません。

今の説明でありましたように、この海域では、だんだん魚が大きくなるとともに沖に移動するものですから、魚を追って操業します。ここの漁場で漁獲されるのは、大きなウルメイワシ、最近では獲れなかったのですが、昨年から見えてきたソウダガツオです。そういった魚が漁獲されます。先程、県からの説明のとおり、加工用として、加工業者の原料となっておりますので、牛深の水産業の発展のためにもよろしくお願いします。

議長

ただいま佐々木委員の方から説明がありました。

他に何かご質問ありませんか。

鎌賀委員

これは、報告ということですが、県の方針としてはきちんと決まっているのでしょうか。

水産振興課

はい。説明の中でも申し上げましたけれども、漁業調整上の問題もクリアされておりますので、直ぐに許可ということではな

く、3年から5年の特別採捕許可とうことで、操業していただいた後に、漁獲状況とかその他の漁業との問題、トラブル等がないことを確認したうえで、問題が無ければ許可に移りたいと考えております。

鎌賀委員

特別採捕許可を認める上では、漁業調整上問題ないということなので、別に異論はありませんが、漁業調整委員会に対する報告の仕方として、県の方針として、こういう要望があって、その検討の結果こういうことで、こういう計画で認めますというそういったものを提出する必要があるんじゃないですか。口頭の説明じゃなくて。ここではあくまでもこういう要望書が上がってきましてということだけなので、委員会に対する報告としてはちょっと内容が不足していると思うんですが。

議長

事務局どうですか。

水産振興課

今までこういった報告をする場合に、そこまでの準備をしておりませんでしたので、委員会としてそういったものが必要であるということであれば、準備をさせていただきたいと思います。

鎌賀委員

実際漁場を広げて、どれくらいの効果があったのかとかの確認はどのようにするのですか。

水産振興課

特別採捕許可をする場合、実績報告書を提出していただくことになっておりますので、操業日、操業隻数、漁獲量について、可能であれば魚種毎に報告をしていただきます。また、先程の説明でも大きいサイズの漁獲物が加工用に回されるとの話がありましたので、可能であればサイズ等も把握したいと思います。更に、資源に与える影響等も確認したうえで、許可にするかどうかを検討していくこととなります。

議長

操業日数や漁獲量等については、日報で漁協に提出するだろうからね。

佐々木委員

今まで特別採捕許可になった場合は、実績報告書は提出しています。今のところしてないから実績は上げてないけれども、毎日の漁獲量は県に報告することになっているので、報告書の内容で判断していただければと思っています。

鎌賀委員 佐々木委員にお尋ねします。一本釣り漁業者とかからはなにもないですか。

佐々木委員 はい。地元漁業者の同意は得ております。

鎌賀委員 そうですか。分かりました。

佐々木委員 この漁場は、かなり沖で深海漁場です。水深が800メートルにもなる漁場で、天草灘でも一番深い漁場です。しいらづけ漁業はありますけれども、他の漁業はありません。しいらづけ漁業も1隻になり、漁業者がいないような状態です。一本釣り漁業の同意ももらっています。

福田委員 結局漁場を広げると、広げたところからはウルメイワシが獲れるのですか。

佐々木委員 ウルメイワシとソウダガツオです。

福田委員 この2魚種で水産加工は十分なのですか。

佐々木委員 充分ではないんですけれども、漁業者はそこで魚を漁獲できるので。

福田委員 その2魚種以外は、漁獲されないんですか。

佐々木委員 いないんですね。海の中だから、今はカタクチイワシが漁獲されているんですけれども、そういった魚種が漁獲される可能性もあります。サバ類とかですね。棒受漁業では、大きなサイズのサバ類は漁獲されません。

福田委員 この地図を見ると、魚種が変わってきたんですか。

佐々木委員 そうですね、今年は特に変わりました。今までは、ウルメイワシが多かったんですけれども、今年はカタクチイワシが多いですね。魚種の変更が始まったのかなと思っています。

議長 よろしいでしょうか。

桑原委員 鎌賀委員が言われたことについて、私の取り方が間違いなのかどうか、私の意見としてお尋ねします。要望書が提出されているが、こういう要望書が提出されているから、この委員会でどうですかと諮って承認を受けた後に、期間限定の特別採捕許可を出すことを聞く流れではないでしょうか。この要望に反対とかではなく、事務局の進め方に委員会として違和感を感じます。

議長 ここに提出する前に、県の方で先ほど言われたように、ある程度確認。

桑原委員 確認は良いんですけど、県もそれだけしてからでないで当然これを許可されないと思うので、なおさら確認があったのなら、この委員会で議論を踏まえた中で、こうですよという必要があるのではないのでしょうか。

佐々木委員 委員会の前には、天草漁協の理事会にも諮り、全員の同意を得ています。

桑原委員 理事会にかけていなければできない訳がない。

佐々木委員 理事会にかけたうえで問題ないことを確認したうえで提出しています。

桑原委員 調整委員会の立場ですよ。

鎌賀委員 漁業調整委員会の諮問事項、報告事項の区別を説明したらいかがでしょうか。なぜこれが報告なのか。事後の報告なのか。

水産振興課 まず、この試験操業を報告事項にしたのは、将来的に許可に移行しようとする、その段階で取扱方針の変更が必要になります。その際に、正式に調整委員会の意見を聞く形になります。そこに向けて、今、取り組んでいく形のことを状況報告という形で、今回報告をさせていただきました。また、先程ありましたように3年から5年くらい、どういう状況かを確認し、改めて取扱方針の変更で審議していただく形の流れになっています。

桑原委員 問題ないということですね。

議長 ひらめもそうでしたね。

水産振興課 はい。

脇島委員 すみません。試験操業であっても、ある程度の期間を区切って3年とか5年とか言っていますが、もしその間に何らかの状況が変化して、誰かがしてもらっては困ると言い出した場合はどうするんですか。

水産振興課 結局、取扱方針等を変更する場合は、漁業調整等の全てのものが整っていることが条件で変更しますので、変えられなくなります。

脇島委員 変えられないでしょう。
もう1ついいですか。以前から。

議長 ちょっと待って、この議案が終わってから。

脇島委員 これはもう賛成。

議長 それでは特に無いようですので、議事の報告「棒受け網漁業における操業期間の変更に伴う試験操業」については、了承することよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 ありがとうございます。
それでは、他にございませんか。

脇島委員 はい。

議長 はい。どうぞ。

脇島委員 先程言いかけたことですが、今年漁業法改正ということで、改正漁業法の中にも許可漁業の条項も載っておりました。
以前から、今の温暖化その他諸々の状況の中で、魚の獲れる時期が変わったりとかいうことが、今現実起きておりますので、

そういったところを水産振興課が良いと言わないことには、先に進まないものですから。足を運んでくれと話していますが、何年も前の話になります。一切何もしないじゃないですか。試験操業ならば良いということであれば、全て認めるのですか。試験操業をしなければ、ほんとに邪魔になるのか、他の人が侵害をするのかしないのかという状況の中では、判断基準がなされない。熊本県として、今、色々漁業者の要望が上がっている訳ですが、それに対して試験操業なら全部認めるのですか。

議長

そうではないでしょう。
はい、どうぞ。

水産振興課

今回の棒受網の要望と、脇島委員が言われる要望については、違いがあります。1つは、要望が今上がってきています。それと先ほど言いました地元と関係地区の協議が整っているかが、試験操業に入ることの大きな判断基準としております。地元調整が整っていることが1つ条件になります。

桑原委員

大事ですもんね。

脇島委員

そこら辺も厳密に言えば、一本釣り漁業とか自由漁業については、他地区の問題まで出てくることはあるわけですよ。ですから、大目流し網漁業の問題については、私達も不知火海区に所属する漁協の同意書を得るため関係漁協を回って、田浦地区だけが了承されないものだから、なかなか4部会あたりも地元漁業者が困るということであればできないということで、あといくつか了承されない漁協が残っている訳です。結局、獲れる時期が変わっている訳ですから、期間とか、そういった変更事項を水産振興課としてはどういう形のもとにやってもらえるのか。漁協に足を運んでもらって、漁協が良いと言えるものではないんですよ。今までそういうやり方をしているんですよ。組合長は知っているけれど、組合員は誰も知らないんですよ。そういうやり方は、行政のやり方として手抜き工事ですよ。だから今度は、ちゃんと漁業者の意見を聞いて、それなりに改善をしていかなければいけないものがあるれば、取り上げてもらって、試験操業でも何でもするような形で持って行っていただかないと、漁業者自体がいなくなります。そのことについて、どう考えているのですか。

議長 今の件については、天草漁協姫戸支所から出た要望について県とも協議をしたんですけど、他の漁協の同意を取ってくれと、そうしないと県としても立場がないように思うんですよ。それがあがる程度整えば、試験操業も可能だというのが県の見解です。

桑原委員 牛深の棒受網については、地元の同意が取れている状況の中で、そのこと自体に反対とかいうのではなく、ただ調整委員会の中で期間限定でしますよという流れについては、反対する理由はないのだから、上げておいても差し支えは無いと思うのですが。だからこうした誤解を生むのではないですか。他の漁業についてもどうなるのかという。

脇島委員 漁業者代表としては、漁業者が有利に立つことについて反対する人はいないんですよ。

桑原委員 牛深に限ってではなく、こういう案件が出た場合、同じようなことであれば、それはそれでいいんですよ。ただ、一般の人達が聞いた時、漁業調整委員会とは何ぞやとなり、説明できないような疑問が出てくると思います。

議長 順番としてはですね、私も色々調整委員会に携わってきたんですが、試験操業と言えば、御所浦の地引き網漁業、牛深のヒラメ建て網漁業の2件があったと思います。それも今まで通りのような順序で、この委員会に上がったという認識ですが。前もって、この委員会でどうのこうのではなく、まずは地元の調整をするのが一番であって、地元の調整がないことには県としても動きはとれないというようなことを再三話を聞いています。調整委員会では、地元の調整ができて、それを県が確認すると同時にこの調整委員会に上がってきたという様に考えています。間違っていないですか。

桑原委員 調整委員会そのものの部分であって、許可がどうのこうのということではないです。地元の同意が取れているのであれば、漁協がどうのこうの言うことではないんですよ。今、議長が言うことを否定している訳ではないです。ただ、委員会としての部分が、今後それで良いのかということです。今、議長が言うように、これまでこうしてきているので問題ないんですよと言えれば何もありませんよ。

水産振興課

議長が言われたとおりです。先程言いましたように、取扱方針を最終的に変えなければ許可の区域は最終的に変わりませんので、3年後もしくは5年後になるかわかりませんが、その時には委員会に諮りますよというお知らせという形で今回報告させていただきました。

議長

はい。以上でございます。他に何かございませんか。

脇島委員

先程の話の続きですが、行政側としては漁業法改正の中でも謳われているように、今後許可漁業に対する取扱いはどのように進めていこうと考えているのですか。

まず、だから漁業者の意見を聞いて欲しいです。調整上の問題もそうですが、一番の障がいは自由漁業です。自由漁業というのは、何のあれもない、本質は直ぐに漁業をやりたいという理由で、簡単な設備のもとに誰しもができるという自由という意味合いだと認識していました。一本釣り漁業を行っている人が何でも自由とって操業しています。漁業権の中に謳われているか否かわからないような自由漁業者が、地元の調整上の中で、反対されたら反対意見なんですよ。これを改善しろと言われても改善されないわけですよ。同じ業種の中にも、経験の長い漁業者と若い漁業者がいて、若い漁業者はやる気があり、そういった漁業をやりたいという意欲のある漁業者もいます。行政も忙しいことは理解していますが、今後どういう方針ももとに、熊本県の水産振興課として動くのか動かないのか、そこについて言えることがあればお聞きしたい。

水産振興課

個人的な意見になるかもしれませんが、基本的には漁業者の意見は聞かなければならないと思っています。ただ、漁業法のもともとの趣旨は、漁業調整上の問題は、漁業者の総意で決めていくことになっていきますので、最終的な結論は漁業者間、若しくは調整委員会の中で決めていただく形になっていくと思います。なかなか時間はとれませんが、漁業者の意見は聞きに行かなければならないと思っています。ただ、先程も言いましたように、何事かを変えていく時には、漁業者の総意となっていますので、その中で反対意見があるとなかなか難しいのかと考えております。

脇島委員

やる気はあるという認識でよろしいですか。

議長

行政は皆やる気はあります。やる気のない行政はないでしょう。

その他にございませんか。よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは特にないようですので、これで第359回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

以上、議事経過を記録し署名捺印する。

令和元年（2019年）6月18日

議長 江口 幸男

署名委員 前田 和昭

署名委員 福田 靖